

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官につき、判事の員数を四十二人、判事補の員数を十人増加するほか、これまで沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律中の特例規定に基づいて最高裁判所規則で定められていた裁判官の員数を裁判所職員定員法中に組み入れ、これらを通じて判事の員数を千五百十七人に、判事補の員数を八百四十五人に、簡易裁判所判事の員数を八百六人にそれぞれ改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十人増加するとともに、これまで沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律中の特例規定に基づいて最高裁判所規則で定められていた裁判所の職員の員数三百九十人を裁判所職員定員法中に組み入れることにより、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二万二千七十三人に改める。

三、この法律は、平成十六年四月一日から施行する。